

建設工事の請負代金に係る中間前金払の活用促進について

本県では、平成17年度より建設工事の請負代金に係る中間前金払制度を導入しておりますが、今般、中間前金払の活用促進により、建設企業の資金繰りの円滑化及び建設工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、**中間前金払の対象とする工事の範囲を拡大することとしましたので、積極的にご活用ください。**

中間前金払とは・・・

請負代金の額が200万円以上の工事について、当初の前金払4割以内に加えて、出来高及び工期が50%を超えた後に請負代金額の2割以内を追加して前払いします。

中間前金払制度の概要

1 対象工事

請負代金が200万円以上（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上）**の工事**であること。

2 中間前金払と部分払の選択

対象工事については、**契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを受注者に選択していただきます。**

契約締結後は、変更できません。

3 支払い要件

次のすべての要件に該当すること。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること。）
- (4) 請負契約書により、部分払に代えて中間前金払を選択した工事であること。
- (5) 既に前払金が支払われていること。

4 中間前金払の額

請負代金の10分の2以内を前払いします。

5 認定手続き

中間前金払認定請求書（別記様式第1号）及び工事履行報告書（別記様式第3号）を提出していただきます。**原則として、現地の確認は行いません。**

出来高に疑義がある場合については、追加の資料等求めることがあります。

支払いにあたっては、保証事業会社の保証証書が必要となります。